

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例（平成16年川崎市条例第10号。以下「条例」という。）及び川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則（平成16年川崎市規則第32号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における主な用語の定義は、川崎市交通局ICカード取扱規程（平成19年3月16日交通局規定第6号）第3条の定めるところによる。

(対象となるICカード)

第3条 規則第2条に規定する市長が別に定めるICカードは、次に掲げるとおりとする。

(1) 株式会社パスモが発行する「P A S M O」

(2) 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード

ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「S u i c a」

イ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレール S u i c a」

ウ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかい S u i c a」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、適用除外とする。

(1) 無記名ICカード

(2) 一体型ICカード

(3) 記名IC定期乗車券

(4) 株式会社パスモが提供する「モバイル P A S M O」又は「A p p l e P a y の P A S M O」が発行された携帯情報端末

(5) 東日本旅客鉄道株式会社が提供する「モバイル S u i c a」又は「A p p l e P a y の S u i c a」が発行された携帯情報端末

(6) その他川崎市高齢者フリーパス（以下「フリーパス」という。）及び川崎市高齢者特別乗車証（以下「乗車証」という。）の使用に支障を及ぼすおそれのある機能が付加されたICカード

（負担額の特例適用者）

第4条 規則第7条第8号に規定する市長が別の定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）第17条第1項の規定により、介護保険に係る保険料の減免を受けている者

(2) 規則第7条第1号に掲げられている者（身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種身体障害者と記載されている者である場合に限る。）が申請する、その者の介護者1名

(3) 規則第7条第2号に掲げられている者（精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級と記載されている者である場合に限る。）が申請する、その者の介護者1名

(4) 規則第7条第3号に掲げられている者（療育手帳にA1（最重度）又はA2（重度）と記載されている者である場合に限る。）が申請する、その者の介護者1名

(5) 規則第7条第5号に掲げられている者（恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に規定する特別項症から第4項症までの傷害程度である場合に限る。）が申請する、その者の介護者1名

（乗車証及びフリーパスの通用区間）

第5条 規則第8条第4号に規定する市長が別に定める運行系統とは、次に掲げる運行系統とする。

(1) 川崎駅・川崎病院ワンコインバス（川崎市交通局及び川崎鶴見臨港バス株式会社運行）ただし、フリーパスは適用するものとし、乗車証について

の適用除外とする。

(内容確認票の発行)

第6条 条例第4条及び第5条により乗車証及びフリーパスの発行を受けた者並びに規則第9条及び第10条により乗車証及びフリーパスの再発行を受けた者に対し、内容確認票を発行する。

2 乗車証の発行または再発行を受けた者に交付する内容確認票は、特乗証番号、ICカード番号、券種を記載するものとし、フリーパスの発行または再発行を受けた者に交付する内容確認票は、特乗証番号、ICカード番号、券種及び通用期間を記載するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。